

高齢者虐待防止のための指針

1 当院(介護医療院)に於ける高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に質することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行なわない。

- ①身体的虐待: 利用者の身体に外傷が生じるまたは生じる恐れのある暴行を加えること。
または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②放棄・放置: 利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、他の利用者による身体的虐待・性的虐待・心理的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③心理的虐待: 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的な言動、利用者に着しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④性的虐待: 利用者にワイセツな行為をすること、または利用者にワイセツな行為をさせること。
- ⑤経済的虐待: 利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 高齢者虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する基本方針

①高齢者虐待防止委員会の設置及び開催

高齢者虐待防止に努める観点から「高齢者虐待防止委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

委員会は、月 1 回以上開催し、次の事に対し協議をおこなう。

- (1) 高齢者虐待防止のための指針の整備に関すること
- (2) 高齢者虐待防止のための職員研修に関すること
- (3) 高齢者虐待等について、職員が相談・報告できる体制を整備すること
- (4) 職員が高齢者虐待等をした場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (5) 高齢者虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止に関すること
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

②委員会の構成

委員会の運営責任者は病院長とし、構成メンバーは介護支援専門員、施設(病院)の職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成する。

③身体拘束廃止委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の委

員会と一体的に行う場合がある。

3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ①高齢者虐待防止のための職員研修を年 2 回以上実施する。
- ②研修内容は基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護および虐待防止を徹底する。
- ③研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、会議録を作成し保存する。

4 高齢者虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、通報義務を厳守し速やかに市町村へ通報するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5 高齢者虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ①職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、虐待防止(以下「担当者」という)に報告を行う。
虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談を行う。
- ②担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待者に事実確認を行う。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。
これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- ③虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者 を代行する。
- ④事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- ⑤事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知を行う
- ⑥施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告を行う。
必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7 高齢者虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ①虐待等の苦情相談については、委員会委員は、寄せられた内容について委員会責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談。
- ②苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- ③対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

8 施設(病院)における高齢者虐待防止対応についての基本方針

- ①施設(病院)における虐待の種類を把握し、虐待防止マニュアルに基づき対応していく。
- ②施設(病院)で虐待を発見した際の対応について、虐待を受けたと思われる者を発見し、生命または重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報し、適切な対応をしていく。
- ③虐待の対応方法について、事実確認、事情聴取、通知・改善計画の提出、話し合いの経緯を経て虐待防止マニュアルに基づき適切な対応をしていく。

9 身体拘束の排除に関する基本方針

身体拘束を防ぐためには、身体拘束禁止規定の周知だけでなく、身体拘束がもたらす数々の弊害や、拘束が拘束を生むという悪循環の実態などについて幅広く意識啓発を図る必要がある。「身体拘束はやむを得ない」や「廃止は不可能」といった固定観念や認識を正していく努力が必要である。介護保険法及び障害者総合支援法では、例外的に身体拘束が容認される「緊急やむを得ない場合」の規定があり、具体的な要件、その場合の手続き及び具体的な拘束に関する記録の義務が定められている。※身体拘束廃止委員会の指針参照

10 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者および職員等がいつでも閲覧できるようにする。

11 その他高齢者虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

「高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

附則

本指針は、令和 6年 1月 16日 より施行する。